



手続き・申請

国保税の減免制度があります

伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111（内線4404）

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯などは、国民健康保険税の減免に該当する場合がありますので、国保年金課までご相談ください。

▼減免の対象となる世帯

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など※の減少が見込まれ、次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯

※事業収入など：事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入

- (1)主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該事業収入などの額の3割以上であること
- (2)主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1000万円以下であること
- (3)主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以

外の前年の合計所得金額が400万円以下であること

※主たる生計維持者は、国民健康保険加入者とは限りません。

※主たる生計維持者でない方が上記(1)～(3)の要件に該当したとしても、減免の対象にはなりません。

※非自発的失業者に係る保険税の軽減制度に該当する方はこちらを優先して適用するため、今回の減免の対象とはなりません。ただし、給与収入以外の事業収入などの減少が見込まれる場合は、今回の減免の対象となる場合があります。

▼減免額

上記①の場合…全額免除
上記②の場合…一部減額（次のとおり）

減免対象保険税額（ⅡA×B／C）×減免の割合（下図のとおり）

- A…世帯の年間保険税額
- B…主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入などに係る前年の所得額
- C…主たる生計維持者および

被保険者の前年の合計所得金額

▼減免の対象となる保険税Ⅱ令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの

※特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日

▼申請方法Ⅱ新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り「郵送」にて申請を行い、来庁はお控えください。申請書は市ホームページに掲載しています。インターネットから申請書を出力することが難しい場合は、お電話いただければ申請書を郵送します。

▼申請期限Ⅱ令和3年3月31日(水)

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
前年の合計所得金額にかかわらず 事業などの廃止や失業	100%
300万円以下	100%
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1,000万円以下	20%



お知らせ

移動スーパーの出発式を行いました

伊奈庁舎介護福祉課 ☎58・2111（内線4301）

市では、(株)カスミと連携し、移動スーパーの運行を6月15日から開始しています。

移動スーパーは、移動手段がないなどの理由で、買物に不便を感じている高齢者の多い地域を中心に、月曜日から金曜日までの週5日、1日あたり11～12カ所を巡回する事業です。

軽トラックを改造した車両には、カスミのイメージキャラクター「ふくふくファミリー」と本市の「みらいりんぞう」のイラストが描かれています。

この車両には、お弁当をはじめ、野菜やお魚、お肉などの生鮮食品、牛乳やパンなど約400種類の商品が搭載されています。

荷室が3方向に開くので、実際の商品を目の前にして選ぶ楽しみをそのままに、お買い物ができます。ぜひ、ご利用ください。

◎移動スーパーの時刻表は、広報6月号に掲載しているほか、市ホームページでもご覧になれます。



伊奈庁舎で実施した出発式



多くの皆さんでにぎわう移動スーパー